

注記事項(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度末(平成17年3月31日)

- ※1.有価証券に含まれる関連会社株式はありません。
- ※2.貸出金のうち、破綻先債権額は13,655百万円、延滞債権額は60,328百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
- ※3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は48百万円です。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- ※4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,173百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
- ※5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は95,206百万円です。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- ※6.貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は15,330百万円です。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を4,442百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額19,773百万円に係る貸倒引当金を計上しています。
- ※7.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は14,300百万円です。
- ※8.担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産 有価証券 3,525百万円
担保資産に対応する債務 定期預金 2,085百万円
上記のほか、内国為替決済、歳入金、業界共同システムの取引の担保等として、銀行預け金8百万円及び有価証券26,793百万円を差し入れています。
なお、動産不動産のうち保証金権利金は536百万円です。
- ※9.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、83,618百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが57,229百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。
- ※10.ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しています。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円です。
- ※11.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しています。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,918百万円
- ※12.動産不動産の減価償却累計額 13,843百万円
- ※13.連結会社が保有する当行の株式の数
普通株式 289千株

注記事項(連結損益計算書関係)

当連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

- ※1.その他の経常費用には、その他の債権売却損853百万円を含んでいます。

注記事項(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成17年3月31日現在		
現金預け金勘定		98,943百万円
普通預け金		△2,109百万円
その他の預け金		△134百万円
現金及び現金同等物		96,699百万円

注記事項(リース取引関係)

当連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

	動産	その他	合計
取得価額相当額	2,179百万円	1百万円	2,179百万円
減価償却累計額相当額	1,056百万円	1百万円	1,056百万円
年度末残高相当額	1,123百万円	1百万円	1,123百万円

(注)取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっています。

	1年内	1年超	合計
●未経過リース料 年度末残高相当額	59百万円	1,063百万円	1,123百万円

(注)未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっています。

●支払リース料 (減価償却費相当額)	398百万円
-----------------------	--------

- 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項 目		平成16年3月期	平成17年3月期
基 本 的 項 目	資 本 金	34,262	34,262
	うち非累積的永久優先株	20,000	19,907
	新 株 式 払 込 金	—	—
	資 本 剰 余 金	23,164	23,164
	利 益 剰 余 金	510	4,871
	連 結 子 会 社 の 少 数 株 主 持 分	6	13
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	自 己 株 式 払 込 金	—	—
	自 己 株 式 (△)	105	114
	為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
	営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
	連 結 調 整 勘 定 相 当 額 (△)	—	—
	計 (A)	57,837	62,196
補 完 的 項 目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ※1	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,527	1,492
	一 般 貸 倒 引 当 金	5,613	5,382
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
	うち永久劣後債務 ※2	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ※3	—	—
	計	7,140	6,874
うち自己資本への算入額 (B)	7,140	6,874	
控 除 項 目	控 除 項 目 ※4 (C)	50	50
自 己 資 本 額	(A) + (B) - (C) (D)	64,927	69,020
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	871,755	830,857
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	26,379	30,350
	計 (E)	898,135	861,208
連結自己資本比率(国内基準) = $\frac{(D)}{(E)} \times 100 (\%)$		7.22%	8.01%

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)です。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものです。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い業務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号および第5号に掲げるものです。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られています。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額です。

セグメント情報

[1. 事業の種類別セグメント情報]

連結子会社は銀行業以外に一部で人材派遣業、不動産の管理業等の事業を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

[2. 所在地別セグメント情報]

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社がないため所在地別セグメント情報は記載していません。

[3. 国際業務経常収益]

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しています。

証券取引法監査

証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度の連結財務諸表及び当連結会計年度の連結財務諸表は、新日本監査法人及び監査法人トーマツの監査証明を受けています。